

## <私大教職員の可処分所得>

# 2022年の実質可処分所得は5年前から約5%減少 これに直近の急激な物価上昇が追い打ち

2023年1月 東京私大教連

私大教職員の可処分所得（給与の総支給額から、支払い義務のある税・社会保険料を差し引いた後に残る所得のこと。物価の影響を加味しない「名目可処分所得」）について、2022年版の試算を行いました。名目可処分所得は前年よりも減少しており、消費者物価の上昇を加味した実質可処分所得はさらに大きく減少しています。

### ◆2022年の可処分所得(名目)は、

- ・ 前年より約0.1%減少
  - ・ 5年前からは約1~2%の減少、10年前からは約4%の減少
- ◆消費者物価は5年前から3.8%増、10年前から8.1%増  
◆両者を合わせた実質可処分所得は、5年前より約5%の減少

1. 2022年の私大教職員の可処分所得は、年収700万円のケース（単身者、介護保険料負担なし）では534万7626円、年収1050万円のケース（19~22歳の子ども2人、介護保険料負担あり）では788万9009円です。

過去と比較すると、増税や社会保険料の引き上げ等により、

#### \*年収700万円では…

2000年より	46万9253円	(8.07%)	減少
2005年より	44万9397円	(7.29%)	減少
2012年より	24万2974円	(4.08%)	減少
2017年より	6万3979円	(1.11%)	減少
2021年より	6152円	(0.11%)	減少

#### \*年収1050万円では…

2000年より	80万7265円	(9.28%)	減少
2005年より	55万8369円	(6.61%)	減少
2012年より	27万8751円	(3.41%)	減少
2017年より	15万1557円	(1.88%)	減少
2021年より	7679円	(0.10%)	減少

と、大きく減少しています。

※4つの年収区分の試算表を8~11頁に掲載

2. 2022年の消費者物価指数（全国）は前年比2.2%の上昇でした。5年前からの合計は3.8%増、10年前からは8.1%上昇しています。1の名目可処分所得の減少分と物価上昇率を合わせた実質可処分所得は、5年前から約5%、10年前から約12%減少しています。

3. 私大教職員の可処分所得がこのように大きく減少する一方で、ここ10年ベースアップをしていない私大がほとんどです。給与所得で生活を営む教職員が、可処分所得の減少による生活水準の低下をカバーするには賃金を引き上げる以外に方法はありません。可処分所得の減少を少しでも補うベアの実現は、切実な要求です。

◆このデータを春闘要求の作成や団体交渉において積極的に活用してください。

## 2022 年私立大学教職員の可処分所得の試算について

### 【可処分所得計算の条件設定】

可処分所得は、年収（基本給・諸手当・一時金など給与の総支給額）から、社会保険料額と所得税・住民税合計額を控除し、所得税と住民税の定率減税合計額を加えて算出した額とした。物価上昇の影響を加味しない、いわゆる「名目可処分所得」である。本試算では、2022 年の可処分所得を、前年の 2021 年および定率減税が実施されていた小泉「構造改革」前の 2000 年と比較し、私大教職員の可処分所得がどれだけ減少してきたかを明らかにする。

事例設定にあたっては、東京都内に住む私立大学教職員で、年収、配偶者の有無、子どもの年齢が異なる 4 つのモデルケースについて試算した。年金・健康保険については日本私立学校振興・共済事業団（以下、私学事業団）に加入しているものとした。

住民税は前年の所得に基づき 6 月から改定されるが、試算では当年の所得に基づく課税対象額を用いて、年間の住民税額を算出している。試算したすべての年において同様である。

社会保険料は、4 月から改定されている料率については、原則的に、改定後の金額によって当該年（1 月～12 月）の年収を算出している。ただし 9 月ないし 10 月から改定される料率については、改定後の料率で算出すると誤差が大きくなるため、1～8 月（9 月）と 9 月（10 月）～12 月をそれぞれの料率に基づき算出した。

注 1：文書内の○内数字は、試算により作成した「可処分所得計算表」（8～11 頁）の各項目を示したものである。

注 2：各項目の計算基礎は、年により異なる箇所があり、その内容を各表に注記した。

## I. 前年からの変更点

### 1. 年金一元化にもとづく私学共済長期（年金）掛金率の引き上げ

私学事業団の長期給付（年金）は、「社会保障・税一体改革大綱」（2012 年 2 月 17 日閣議決定）にもとづく「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」によって、国会公務員教員、地方公務員共済とともに厚生年金に統一する改定が実施された。同法は 2015 年 10 月から施行されている。

その結果、2 階部分の年金は厚生年金に統一され、1・2 階部分の保険料率は「加入者保険料率」と呼ぶようになり、2027（令和 9）年まで毎年 0.354%引き上げられ最終的に厚生年金と同じ 18.3%になることが決定している。

また、3 階部分（職域部分）が廃止され、「退職等年金給付」に変更された。以前の職域部分は、賦課方式の終身年金、退職等年金給付は積立式で半分が有期年金（20 年）、もう半分が終身年金である。

2021 年および 2022 年の「加入者保険料率」と「退職等年金給付掛金率」（表中の⑤ 2 行目。両者を合わせて従前の「私学共済長期掛金」と表記しています）は、下表のとおりである。

長期給付分掛金率（労使折半の場合の教職員負担分）の推移 (%)

	2020年9～8月	2021年9月 ～2022年8月	2022年9月～
加入者保険料率 A	7.6635	7.8405	8.0175
退職等年金給付掛金率 B	0.75	0.6	0.6
長期給付分（年金）掛金率 A + B	8.4135	8.4405	8.6175

2021年および2022年の「短期給付分（健保）掛金率」（表中の⑤1行目）は、下表のとおりである。このうち介護分の負担は40歳からであるが、2022年度の介護分の料率は、前年度より若干減少した。

短期給付分掛金率（労使折半の場合の教職員負担分）の推移 (%)

	2021年度	2022年度
短期給付分 A	4.2845	4.2845
福祉事業分 B	0.125	0.125
介護分 C	0.903	0.881
短期給付分（健保）掛金率 A + B + C	5.3125	5.2905

※試算では、各年度（4月～）の掛金率でその年の1～12月を計算。

## 2. 雇用保険料率の引き上げ

コロナ禍での雇用調整助成金支給や失業給付による財源不足を理由に、雇用保険料を引き上げる雇用保険法等の改正法案が通常国会に上程されており、可決される見込みです。

失業等給付は、費用の4分の1、つまり25%を国庫が負担することが雇用保険法66条で定められていますが、2007年度から国庫負担割合が暫定措置として引き下げられ、2017年度からは本来の10分の1、つまり2.5%にまで引き下げられてきました。これを完全に元に戻さずに、労働者と使用者、つまり国民の負担に転嫁するものです。

この法改正により、雇用保険料率は、労使折半の場合の労働者負担が現行の3/1000から5/1000へ引き上げられます。引き上げは、2022年10月からの実施です。

## II 算定方法

※以下は、9頁の「年収750万円のケース」を基本にして説明しています。

### A. 年収、給与所得控除、給与所得控除後の額（表の①・②・③）

年収は、年間月収に年間一時金を加え、750万円の収入と設定した。

給与所得控除は、給与所得者の必要経費の概算（国税庁「給与所得控除後の給与等の金額の表」

を参照)として所得税法に定められ、収入金額に応じて控除幅が定められている。年収 660 万円超 850 万円以下の場合は、〈年収×10%+110 万円〉で計算される。年収 850 万円超では 2020 年から 195 万円である。

給与所得控除後の額(給与所得)は、年収 750 万円では 2000 年は 195 万円、2021・2022 年は 185 万円が必要経費の概算(給与所得控除)にあたり、給与所得控除後の金額は 2000 年は 555 万円、2021・2022 年は 565 万円となる。(③給与所得控除後の金額=①年収-②給与所得控除)

## B. 所得控除 (表の④)

所得控除は、世帯構成など納税者の個人的事情に適合した応能負担の実現を図ること等を目的に設けられているもの。所得控除の範疇には、生命保険料控除、医療費控除など 10 数種類の控除があるが、ここでは設定条件にもとづき「所得控除」と「社会保険料控除」を適用した(国税庁「配偶者控除額・扶養控除額・基礎控除額及び障害者等の控除額の合計早見表」、「配偶者特別控除額の早見表」等を参照)。

所得控除の合計は、基礎控除、配偶者や親族を扶養している控除分として、年収 750 万円のケースでは、2000 年は 190 万円、2021・2022 年は 86 万円である(所得控除計=基礎控除+配偶者控除+配偶者特別控除+長男扶養控除+長女扶養控除)。対 2000 年比では 104 万円減となっている。大きな減少の要因は、2004 年から配偶者控除と配偶者特別控除の二重適用が廃止になり、配偶者の給与収入が 103 万円までの場合は配偶者控除のみとなったこと、2011 年から 16 歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除が廃止されて、16 歳以上 23 歳未満の扶養親族に対する上乘せ部分が 16 歳以上 19 歳未満に縮小されたことによる。

なお、年収 1250 万円のケースでは、配偶者控除は 2018 年からゼロとなっている。

## C. 社会保険料 (表の⑤・⑨)

社会保険料は、私学共済短期掛金、私学共済長期掛金(2015 年 10 月からは「加入者保険料」と「退職等給付掛金」)、特別掛金、雇用保険料の合計である。

社会保険料は増加の一途である。2003 年 4 月にスタートした総報酬制度により月収・一時金を含む年収全てを共済掛金の対象とされたことで跳ね上がった。なお総報酬制により、特別掛金は短期・長期の掛金に組み入れられている。

さらに前述のとおり、厚生年金への一元化によって私学共済長期掛金率が大幅に増加し続けており、新たに介護保険法の見直しによって短期掛金率も増加している。

年収 700 万円(単身者)の事例は年齢を 35 歳と仮定しているため、40 歳以上が負担する介護保険料の支払いはない。

なお、端数処理は、試算を簡略にするため 1 円未満で四捨五入としている。

雇用保険料(労働者負担分。私大が該当する「一般の事業」)は、2000 年度は 0.4%だったが、07 年度には 0.8%まで上がり、その後は再び引き下げられ、2017 年度以降は 0.3%となっていた。2022 年度は 10 月から 0.5%に引き上げられる(3 頁の「2」参照)。

所得税、住民税それぞれの対象となる課税給与所得金額から、この社会保険料合計額が控除される。

#### D. 所得税の課税給与所得金額 (表の⑥)

課税給与所得金額(課税の対象となる所得額)は、給与所得控除後の額から所得控除・社会保険料控除分を差し引いて求められる(⑥課税給与所得金額=③給与所得控除後の金額-[④所得控除+⑤社会保険料控除])。なお、千円未満は切り捨てとされている。

#### E. 所得税 (表の⑦)

所得税は、「所得税額の速算表(国税庁作成)」の基準で算出した(⑦所得税=⑥課税給与所得金額×所得税率)。

年収750万円のケースでは、2000年は所得税率10%に該当するので、(課税給与所得金額×10%)で計算する。2021・2022年については、課税給与所得金額が330万円超~695万円以下の場合に当てはまり、所得税率は20%である。計算は、(課税給与所得金額×20%)から42万7500円をマイナスする。

年収1050万円のケースでは、2000年は課税給与所得金額が330万円を超え900万円以下の区分に該当し、所得税率は20%、控除額が33万円となる(⑦所得税=⑥課税給与所得金額×20%-33万)。2021・2022年は年収750万円のケースと同じである。年収1250万円のケースの2021・2022年は課税給与所得金額が695万円を超え900万円以下の区分に該当し、所得税率は23%、控除額が63.6万円となる(⑦所得税=⑥課税給与所得金額×23%-63万6千円)。

2013年1月から復興特別所得税の課税が開始された。復興特別所得税は、所得税率に2.1%を乗じた金額(=所得税率×102.1%)である。その結果、2013年以降の所得税額は、速算式では、課税給与所得額が330万円超695万円以下の場合(年収700・750・1050万円のケースがこの区分に該当)は、20.42%-436,477.5円で求められる。695万円超900万円以下の場合(年収1250万円のケースが該当)は、23.483%-649,356円で求められる。

なお、所得税の端数処理は、試算を簡略にするため1円未満四捨五入としている(本来は切り捨てし、確定税額では100円未満で切り捨て)。

#### F. 住民税控除 (表の⑧)

住民税の控除についても、所得控除の項目と同様であり、控除額が異なるだけなので、Bを参照されたい。

#### G. 住民税課税対象金額 (表の⑩)

住民税の課税対象となる金額(課税総所得金額)は、給与所得控除後の額から住民税控除・社会保険料控除分を差し引き求められる(⑩住民税課税対象金額=③給与所得控除後の額-[⑧住民税控除+⑨社会保険料控除])。千円未満は切り捨てである。

社会保険料控除額の合計は、所得税を算出する際の対象と同じである。

#### H. 住民税 (表の⑪)

住民税は、所得に応じて決まる「所得割」と一律で定額の「均等割」からなる。また、都道府県民税と市区町村税に分けられる。

所得割の税率は、2006年までは、年収750万円のケースでは、住民税の課税対象金額（課税総所得金額）が200万円を超え700万円以下の場合に該当し、都民税が2%、特別区民税が8%に10万円の速算控除額（200万円×〔8-3〕%）で計算された（計算式...都民税：住民税課税対象金額×2%+区民税：住民税課税対象金額×8%-10万円）。

2007年から、税源移譲による税率変更が行われた。この税率変更は、住民税と所得税の合計を変えないように設計されたが、住民税と所得税で扶養控除の額に差があるため、同じ収入金額でも、住民税の課税所得金額は所得税のそれよりも大きくなる。これを解消するため、「調整控除」が設けられた。その内容は、①課税所得金額が200万円以下の場合、人的控除額の差の合計額または住民税課税所得金額のいずれか小さい額の5%、②課税所得金額が200万円超の場合は、（人的控除額の差の合計額-〔住民税課税所得金額-200万円〕）の5%、この金額が2500円未満の場合は2500円、というものである。試算のケースでは、②に該当し、計算すると2500円未満であるので、調整控除額は2500円（都民税1000円、区民税1500円）となる。2007年以降の都民税・区民税の割合は、都民税が4%、区民税が6%となっている。

均等割は、都民税1000円、特別区民税3000円であり、2000年以降変わっていなかったが、2014年度からは復興特別税の課税が始まり、道府県民税と市町村税の均等割部分にそれぞれ500円加算され、2014年度以降は都民税1500円、特別区民税3500円となった。復興特別住民税は、2023（令和5）年度までの10年間にわたり徴収される。

※都道府県民税が4%+1500円、市区町村税が6%+3500円、という設定は、全国の自治体でほとんど違いはない。ただし、政令指定都市は基本的に、都道府県民税が2%+1500円、市区町村税が8%+3500円となっている。

なお、住民税は1~12月の所得を対象に、翌年の6月から1年間支払う。したがって税額は6月に変更されるが、この試算では便宜的に、その年の6~12月の月額によって当年1~12月の税額とした。

## I. 税額合計（表の⑫）

所得税と住民税を合算して税額合計（⑫税額合計=⑦所得税+⑩住民税）を算出している。

## J. 所得税、住民税の定率減税（表の⑬）

所得税の定率減税は、所得税額に対し20%（上限25万円）を減免するものとして、1999年にスタートした（所得税の定率減税=⑦所得税×20%）。2000年の定率減税額は、年収750万円のケースで、所得税が30万4220円なので、その20%にあたる6万840円が減税となっていた。しかし、2006年の制度改悪によって所得税定率減税は半減され、所得税額に対し10%（上限12.5万円）の減免となり、07年からは完全に廃止となった。定率減税廃止分はそのまま実質増税となった。

住民税の定率減税は、住民税額の所得割部分に対し15%（上限4万円）を減免するものとして、1999年にスタートした（住民税の定率控除=⑩住民税×15%）。2000年の定率控除額は、年収750万円のケースで、住民税（都民税と区民税の合計）が23万3200円なので、その15%にあたる3万4380円が減税となった。しかし、2006年の制度改悪によって住民税定率減税は半減され、

住民税額に対し7.5%（上限2万円）の減免となり、2007年に全廃された。

「⑬所得税の定率減税額と住民税の定率控除額の合計」は、2000年は年収700万円（単身者）のケースで11万8351円、年収750万円のケースで9万5220円、年収1050万円のケースで17万5204円、年収1250万円のケースで24万4481円、2007年以降はすべてゼロである。

#### **K. 可処分所得** （表の⑭）

可処分所得は、年収から、社会保険料額と所得税・住民税合計額を引き、所得税と住民税の定率減税合計額を加えたものである（⑭可処分所得＝①年収－⑤社会保険料控除計－⑫所得税と住民税の税額合計＋⑬所得税と住民税の定率減税額）。

## 2022年の可処分所得試算 年収700万円(単身)のケース

- (1) 設定内容 i 家族構成 1人(東京都中野区在住/本人:私大教職員35歳、配偶者・子どもなし)  
ii 年収700万円

(2) 計算内容

No.	項目・計算基礎等		2000(平成12)年 35歳		2021(令和3)年 35歳		2022(令和4)年 35歳		対前年差	対2000年差
			掛率等	金額A	掛率等	金額B	掛率等	金額C	C-B	C-A
① 年収	1月～12月の月収合計 年間一時金 約6ヵ月 年収合計	12ヵ月分		4,700,000		4,700,000		4,700,000	0	0
				2,300,000		2,300,000		2,300,000	0	0
				7,000,000		7,000,000		7,000,000	0	0
② 給与所得控除	①年収×10%+110万円 ※5			1,900,000		1,800,000		1,800,000	0	-100,000
③ 給与所得控除後の額	①年収-②給与所得控除			5,100,000		5,200,000		5,200,000	0	100,000

【所得税】

④ 所得控除	基礎控除		380,000	※5	480,000	※5	480,000	0	100,000	
	配偶者控除+配偶者特別控除		0		0		0	0	0	
	扶養控除(長男)		0		0		0	0	0	
	扶養控除(長女)		0		0		0	0	0	
	所得控除 計		380,000		480,000		480,000	0	100,000	
⑤ 社会保険料	私学共済短期掛金(健保)	44.45/1000	208,915	44.095/1000	308,665	44.095/1000	308,665	0	99,750	
	私学共済長期掛金(年金) ※1	67.75/1000	318,425	※4	589,575	※4	594,965	5,390	276,540	
	特別掛金	5/1000	11,500		0		0	0	-11,500	
	雇用保険料	4/1000	28,000	3/1000	21,000	5/1000※6	24,500	3,500	-3,500	
社会保険料 計		566,840		919,240		928,130	8,890	361,290		
⑥ 課税給与所得金額	③給与所得控除後の額-(④+⑤)			4,153,160		3,800,000		3,791,000	-9,000	-362,160
⑦ 所得税	⑥課税給与所得×税率 ※2		10%	415,316	20%-42.75万円	339,482	20%-42.75万円	337,644	-1,838	-77,672

【住民税】

⑧ 住民税控除	基礎控除		330,000		430,000		430,000	0	100,000	
	配偶者控除+配偶者特別控除		0		0		0	0	0	
	扶養控除(長女)		0		0		0	0	0	
	扶養控除(長男)		0		0		0	0	0	
	住民税控除 計		330,000		430,000		430,000	0	100,000	
⑨ 社会保険料控除	⑤と同じ 計			566,840		919,240		928,130	8,890	361,290
⑩ 住民税課税対象金額	前年の③給与所得控除後の額-(⑧+⑨)			4,153,160	※5	3,850,000	※5	3,841,000	-9,000	-312,160
⑪ 住民税	都民税	所得割(⑩×税率)+均等割1,000円※3	2%	84,063		154,500		154,140	-360	70,077
	区民税	所得割(⑩×税率)+均等割3,000円※3	8%-10万円	235,253		233,000		232,460	-540	-2,793
	住民税 合計			319,316		387,500		386,600	-900	67,284
⑫ 税額合計	⑦所得税+⑪住民税			734,632		726,982		724,244	-2,738	-10,388

(注) 算出方法の詳細は、別紙の説明を参照して下さい。

※1…2016年試算からは加入者保険料率および退職等年金給付掛金率を使用。

※2…2013年より復興特別所得税(所得税率×102.1%)を含む。

※3…2014年度より復興特別税(都民税500円、特別区民税500円)を含む。

※4…千分比で、2020年9月から2021年8月までは84.135、

2021年9月から2022年8月までは84.405、2022年9月からは86.175

※5…2020年より給与所得控除が一律10万円引き下げ、基礎控除は10万円引き上げという改正。算式の+110万円は、2019年以前は+120万円だった。

住民税については2021年から適用。

※6…2022年1～9月は前年と同じ3/1000、10月からは5/1000

⑬	所得税の定率減税		83,063		0		0	0	-83,063
	住民税の定率減税		35,288		0		0	0	-35,288
	所得税の定率減税+住民税の定率控除 合計		118,351		0		0	0	-118,351

(注) 所得税の定率減税は、2000年は20%(上限25万円)、2006年は半減し10%(上限12.5万円)、2007年から廃止。

住民税の定率減税は、所得割額について、2000年は15%(上限4万円)、2006年は半減し7.5%(上限2万円)、2007年から廃止。

(3) 結果

⑭ 可処分所得	①年収-⑤社会保険料-⑫税額+⑬減税			5,816,879		5,353,778		5,347,626	-6,152	-469,253
---------	--------------------	--	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--------	----------

2022年の可処分所得(名目)は

2021年より 6152円 (0.11%) 減少

2000年より 46万9253円 (8.07%) 減少



## 2022年の可処分所得試算 年収750万円のケース

- (1) 設定内容 i 家族構成 4人(東京都中野区在住/本人:私大教職員40歳、配偶者:収入なし、子ども:第1子小1・第2子幼稚園)  
 ii 年収750万円

(2) 計算内容

No.	項目・計算基礎等	2000(平成12)年 40歳		2021(令和3)年 40歳		2022(令和4)年 40歳		対前年差	対2000年差
		掛率等	金額A	掛率等	金額B	掛率等	金額C	C-B	C-A
① 年収	1月～12月の月収合計		5,040,000		5,040,000		5,040,000	0	0
	年間一時金	12カ月分 約6カ月	2,460,000		2,460,000		2,460,000	0	0
	年収合計		7,500,000		7,500,000		7,500,000	0	0
② 給与所得控除	①年収×10%+110万円 ※5		1,950,000		1,850,000		1,850,000	0	-100,000
③ 給与所得控除後の額	①年収-②給与所得控除		5,550,000		5,650,000		5,650,000	0	100,000

【所得税】

④ 所得控除	基礎控除		380,000	※5	480,000	※5	480,000	0	100,000
	配偶者控除+配偶者特別控除		760,000		380,000		380,000	0	-380,000
	扶養控除(長男)		380,000		0		0	0	-380,000
	扶養控除(長女)		380,000		0		0	0	-380,000
	所得控除 計		1,900,000		860,000		860,000	0	-1,040,000
⑤ 社会保険料	私学共済短期掛金(健保)	44.45/1000	224,028	53.125/1000	398,438	52.905/1000	396,788	-1,650	172,760
	私学共済長期掛金(年金) ※1	67.75/1000	341,460	※4	631,688	※4	637,463	5,775	296,003
	特別掛金	5/1000	12,300		0		0	0	-12,300
	雇用保険料	4/1000	30,000	3/1000	22,500	5/1000※6	26,250	3,750	-3,750
	社会保険料 計		607,788		1,052,625		1,060,500	7,875	452,712
⑥ 課税給与所得金額	③給与所得控除後の額-(④+⑤)		3,042,000		3,737,000		3,729,000	-8,000	687,000
⑦ 所得税	⑥課税給与所得×税率 ※2	10%	304,200	20%-42.75万円	326,617	20%-42.75万円	324,984	-1,633	20,784

【住民税】

⑧ 住民税控除	基礎控除		330,000		330,000		330,000	0	0	
	配偶者控除+配偶者特別控除		660,000		330,000		330,000	0	-330,000	
	扶養控除(長女)		330,000		0		0	0	-330,000	
	扶養控除(長男)		330,000		0		0	0	-330,000	
	住民税控除 計		1,650,000		660,000		660,000	0	-990,000	
⑨ 社会保険料控除	⑤と同じ 計		607,788		1,052,625		1,060,500	7,875	452,712	
⑩ 住民税課税対象金額	前年の③給与所得控除後の額-(⑧+⑨)		3,292,000	※5	3,937,000	※5	3,929,000	-8,000	637,000	
⑪ 住民税	都民税	所得割(⑩×税率)+均等割1,000円※3	2%	66,840		157,980		157,660	-320	90,820
	区民税	所得割(⑩×税率)+均等割3,000円※3	8%-10万円	166,360		238,220		237,740	-480	71,380
	住民税 合計			233,200		396,200		395,400	-800	162,200
⑫ 税額合計	⑦所得税+⑪住民税		537,400		722,817		720,384	-2,433	182,984	

(注) 算出方法の詳細は、別紙の説明を参照して下さい。

※1…2016年試算からは加入者保険料率および退職等年金給付掛金率を使用。

※2…2013年より復興特別所得税(所得税率×102.1%)を含む。

※3…2014年度より復興特別税(都民税500円、特別区民税500円)を含む。

※4…千分比で、2020年9月から2021年8月までは84.135、

2021年9月から2022年8月までは84.405、2022年9月からは86.175

※5…2020年より給与所得控除が一律10万円引き下げ、基礎控除は10万円引き上げという改正。算式の+110万円は、2019年以前は+120万円だった。

住民税については2021年から適用。

※6…2022年1～9月は前年と同じ3/1000、10月からは5/1000

⑬	所得税の定率減税		60,840		0		0	0	-60,840
	住民税の定率減税		34,380		0		0	0	-34,380
	所得税の定率減税+住民税の定率控除 合計		95,220		0		0	0	-95,220

(注) 所得税の定率減税は、2000年は20%(上限25万円)、2006年は半減し10%(上限12.5万円)、2007年から廃止。

住民税の定率減税は、所得割額について、2000年は15%(上限4万円)、2006年は半減し7.5%(上限2万円)、2007年から廃止。

(3) 結果

⑭ 可処分所得	①年収-⑤社会保険料-⑫税額+⑬減税		6,450,032		5,724,558		5,719,116	-5,442	-730,916
---------	--------------------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--------	----------

2022年の可処分所得(名目)は

2021年より 5442円 (0.10%) 減少  
 2000年より 73万916円 (10.99%) 減少

## 2022年の可処分所得試算 年収1050万円のケース

- (1) 設定内容 i 家族構成 4人(東京都中野区在住/本人:私大教職員50歳、配偶者:収入なし、子ども:第1子20歳私大生・第2子19歳私大生)  
ii 年収1050万円

(2) 計算内容

No.	項目・計算基礎等	2000(平成12)年 50歳		2021(令和3)年 50歳		2022(令和4)年 50歳		対前年差	対2000年差
		掛率等	金額A	掛率等	金額B	掛率等	金額C	C-B	C-A
① 年収	1月～12月の月収合計		7,000,000		7,000,000		7,000,000	0	0
	年間一時金		3,500,000		3,500,000		3,500,000	0	0
	年収合計		10,500,000		10,500,000		10,500,000	0	0
② 給与所得控除	①年収×5%+170万円 →2020から195万円 ※5		2,225,000		1,950,000		1,950,000	0	-275,000
③ 給与所得控除後の額	①年収-②給与所得控除		8,275,000		8,550,000		8,550,000	0	275,000

【所得税】

④ 所得控除	基礎控除		380,000 ※5		480,000 ※5		480,000	0	100,000
	配偶者控除+配偶者特別控除		760,000		380,000		380,000	0	-380,000
	扶養控除(長男)		380,000		380,000		380,000	0	0
	扶養控除(長女)		380,000		380,000		380,000	0	0
	特定扶養親族控除 2人分		500,000		500,000		500,000	0	0
	所得控除 計		2,400,000		2,120,000		2,120,000	0	-280,000
⑤ 社会保険料	私学共済短期掛金(健保)	44.45/1000	311,150	53.125/1000	557,813	52.905/1000	555,503	-2,310	244,353
	私学共済長期掛金(年金) ※1	67.75/1000	474,250	※4	884,363	※4	892,448	8,085	418,198
	特別掛金	5/1000	17,500		0		0	0	-17,500
	雇用保険料	4/1000	42,000	3/1000	31,500	5/1000 ※6	36,750	5,250	-5,250
	社会保険料 計		844,900		1,473,675		1,484,700	11,025	639,800
⑥ 課税給与所得金額	③給与所得控除後の額-(④+⑤)		5,030,100		4,956,000		4,945,000	-11,000	-85,100
⑦ 所得税	⑥課税給与所得×税率 ※2	20%-33万円	676,020	20%-42.75万円	575,537	20%-42.75万円	573,291	-2,246	-102,729

【住民税】

⑧ 住民税控除	基礎控除		330,000		330,000		330,000	0	0	
	配偶者控除+配偶者特別控除		660,000		330,000		330,000	0	-330,000	
	扶養控除(長男)		330,000		330,000		330,000	0	0	
	扶養控除(長女)		330,000		330,000		330,000	0	0	
	特定扶養親族控除 2人分		240,000		240,000		240,000	0	0	
	住民税控除 計		1,890,000		1,560,000		1,560,000	0	-330,000	
⑨ 社会保険料控除	⑤と同じ 計		844,900		1,473,675		1,484,700	11,025	639,800	
⑩ 住民税課税対象金額	前年の③給与所得控除後の額-(⑧+⑨)		5,540,100 ※5		5,516,000 ※5		5,505,000	-11,000	-35,100	
⑪ 住民税	都民税	所得割(⑩×税率)+均等割1,000円 ※3	2%	111,802		221,140		220,700	-440	108,898
	区民税	所得割(⑩×税率)+均等割3,000円 ※3	8%-10万円	346,208		332,960		332,300	-660	-13,908
	住民税 合計			458,010		554,100		553,000	-1,100	94,990
⑫ 税額合計	⑦所得税+⑪住民税		1,134,030		1,129,637		1,126,291	-3,346	-7,739	

(注) 算出方法の詳細は、別紙の説明を参照して下さい。

※1…2016年試算からは加入者保険料率および退職等年金給付掛金率を使用。

※2…2013年より復興特別所得税(所得税率×102.1%)を含む。

※3…2014年度より復興特別税(都民税500円、特別区民税500円)を含む。

※4…千分比で、2020年9月から2021年8月までは84.135、

2021年9月から2022年8月までは84.405、2022年9月からは86.175

※5…2020年より給与等収入金額が850万円以上は、給与所得控除が195万円に引き下げられた。住民税については2021年から適用

※6…2022年1～9月は前年と同じ3/1000、10月からは5/1000

⑬ 所得税の定率減税	所得税の定率減税		135,204		0		0	0	-135,204
	住民税の定率減税		40,000		0		0	0	-40,000
	所得税の定率減税+住民税の定率減税 合計		175,204		0		0	0	-175,204

(注) 所得税の定率減税は、2000年は20%(上限25万円)、2006年は半減し10%(上限12.5万円)、2007年から廃止。

住民税の定率減税は、所得割額について、2000年は15%(上限4万円)、2006年は半減し7.5%(上限2万円)、2007年から廃止。

(3) 結果

⑭ 可処分所得	①年収-⑤社会保険料-⑫税額		8,696,274		7,896,688		7,889,009	-7,679	-807,265
---------	----------------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--------	----------

2022年の可処分所得(名目)は

2021年より 7679円 (0.10%) 減少

2000年より 80万7265円 (9.28%) 減少

# 2022年の可処分所得試算 年収1250万円のケース

- (1) 設定内容 i 家族構成 4人(東京都中野区在住/本人:私大教職員55歳、配偶者:収入なし、子ども:第1子20歳私大生・第2子19歳私大生)  
ii 年収1250万円

(2) 計算内容

No.	項目・計算基礎等		2000(平成12)年 55歳		2021(令和3)年 55歳		2022(令和4)年 55歳		対前年差 C-B	対2000年差 C-A
			掛率等	金額A	掛率等	金額B	掛率等	金額C		
① 年収	1月～12月の月収合計	12カ月分		8,400,000		8,400,000		8,400,000	0	0
		年間一時金	約6カ月	4,100,000	4,100,000	4,100,000	0	0		
	年収合計			12,500,000	12,500,000	12,500,000	0	0		
② 給与所得控除	①年収×5%+170万円→2020から195万円 ※5			2,325,000	1,950,000	1,950,000	0	-375,000		
③ 給与所得控除後の額	①年収-②給与所得控除			10,175,000	10,550,000	10,550,000	0	375,000		

【所得税】

④ 所得控除	基礎控除		380,000	※5	480,000	※5	480,000	0	100,000	
	配偶者控除+配偶者特別控除		760,000		0	0	0	0	-760,000	
	扶養控除(長男)		380,000		380,000		380,000	0	0	
	扶養控除(長女)		380,000		380,000		380,000	0	0	
	特定扶養親族控除 2人分		500,000		500,000		500,000	0	0	
	所得控除 計		2,400,000		1,740,000		1,740,000	0	-660,000	
⑤ 社会保険料	私学共済短期掛金(健保)	44.45/1000	373,380	53.125/1000	664,063	52.905/1000	661,313	-2,750	287,933	
	私学共済長期掛金(年金) ※1	67.75/1000	569,100	※4	1,052,813	※4	1,062,438	9,625	493,338	
	特別掛金	5/1000	20,500		0		0	0	-20,500	
	雇用保険料	4/1000	50,000	3/1000	37,500	5/1000※6	43,750	6,250	-6,250	
社会保険料 計		1,012,980		1,754,375		1,767,500	13,125	754,520		
⑥ 課税給与所得金額	③給与所得控除後の額-④+⑤			6,762,020		7,055,000		7,042,000	-13,000	279,980
⑦ 所得税	⑥課税給与所得×税率 ※2		20%-33万円	1,022,404	23%-63.6万	1,007,369	23%-63.6万	1,004,316	-3,053	-18,088

【住民税】

⑧ 住民税控除	基礎控除		330,000		330,000		330,000	0	0	
	配偶者控除+配偶者特別控除		660,000		0	0	0	0	-660,000	
	扶養控除(長男)		330,000		330,000		330,000	0	0	
	扶養控除(長女)		330,000		330,000		330,000	0	0	
	特定扶養親族控除 2人分		240,000		240,000		240,000	0	0	
	住民税控除 計		1,890,000		1,230,000		1,230,000	0	-660,000	
⑨ 社会保険料控除	⑤と同じ 計			1,012,980		1,754,375		1,767,500	13,125	754,520
⑩ 住民税課税対象金額	前年の③給与所得控除後の額-⑧+⑨			7,272,020	※5	7,565,000	※5	7,552,000	-13,000	279,980
⑪ 住民税	都民税	所得割(⑩×税率)+均等割1,000円※3	2%	146,440		303,100		302,580	-520	156,140
	区民税	所得割(⑩×税率)+均等割3,000円※3	8%-10万円	484,762		455,900		455,120	-780	-29,642
	住民税 合計			631,202		759,000		757,700	-1,300	126,498
⑫ 税額合計	⑦所得税+⑪住民税			1,653,606		1,766,369		1,762,016	-4,353	108,410

(注) 算出方法の詳細は、別紙の説明を参照して下さい。

※1…2016年試算からは加入者保険料率および退職等年金給付掛金率を使用。 ※2…2013年より復興特別所得税(所得税率×102.1%)を含む。

※3…2014年度より復興特別税(都民税500円、特別区民税500円)を含む。 ※4…千分比で、2020年9月から2021年8月までは84.135、

2021年9月から2022年8月までは84.405、2022年9月からは86.175

※5…2020年より給与等収入金額が850万円以上は、給与所得控除が195万円に引き下げられた。住民税については2021年から適用

※6…2022年1～9月は前年と同じ3/1000、10月からは5/1000

⑬ 所得税の定率減税			204,481		0		0	0	-204,481
	住民税の定率減税		40,000		0		0	0	-40,000
	所得税の定率減税+住民税の定率減税 合計		244,481		0		0	0	-244,481

(注) 所得税の定率減税は、2000年は20%(上限25万円)、2006年は半減し10%(上限12.5万円)、2007年から廃止。

住民税の定率減税は、所得割額について、2000年は15%(上限4万円)、2006年は半減し7.5%(上限2万円)、2007年から廃止。

(3) 結果

⑭ 可処分所得	①年収-⑤社会保険料-⑫税額+⑬減税	10,077,895	8,979,256	8,970,484	-8,772	-1,107,411
---------	--------------------	------------	-----------	-----------	--------	------------

2022年の可処分所得(名目)は

2021年より 8772円(0.10%)減少

2000年より 110万7411円(10.99%)減少